



開発事業地球温暖化対策計画書 制度の概要について

川崎市環境局地球環境推進室

目次

- 1 開発事業地球温暖化対策計画書制度の検討経過等
- 2 計画書制度の概要等
- 3 手続の流れ
- 4 計画書の提出時期
- 5 計画書の内容
- 6 指導・助言、報告等・立入調査、勧告・公表
- 7 今後のスケジュール
- 8 お問い合わせ





1 開発事業地球温暖化対策計画書制度 の検討経過等 ー 検討経過

(1) 検討経過

○川崎市環境審議会より答申

「開発行為における地球温暖化対策を促すため、大規模な開発行為を行う事業者に対して、当該開発事業に係る温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置、再生可能エネルギー等の導入の検討結果等を記載した計画書の作成・市長への提出を課す計画書制度を創設する必要がある。」

○パブリックコメント手続を経て、平成21年12月16日に議会にて可決、24日に公布

3



1 開発事業地球温暖化対策計画書制度 の検討経過等 ー 制度の目的、施行日

(2) 制度の目的

○開発事業については、当該事業終了後、長期にわたり供用されるため、事業の計画段階において、自主的に温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるような取組を促し、地球温暖化対策を推進する

(3) 施行日

平成22年4月1日

※神奈川県条例については適用されない予定

(県には計画書を提出する必要はありません)

4



2 計画書制度の概要 －根拠規定等

川崎市地球温暖化対策推進条例の主な規定事項

- ①開発事業地球温暖化対策指針(第16条)
- ②開発事業地球温暖化対策計画書(第17条)
- ③開発事業地球温暖化対策計画書の公表(第19条)

(開発事業地球温暖化対策指針)

第16条 市長は、開発事業に係る温室効果ガスの排出の抑制等の推進及び次条第1項の規定による開発事業地球温暖化対策計画書の作成のために必要な事項についての指針(以下「開発事業地球温暖化対策指針」という。)を定めるものとする。

(開発事業地球温暖化対策計画書)

第17条 規則で定める開発事業(以下「特定開発事業」という。)をしようとする者(以下「特定開発事業者」という。)は、開発事業地球温暖化対策指針に基づき、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「開発事業地球温暖化対策計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

(開発事業地球温暖化対策計画書の概要の公表)

第19条 市長は、第17条第1項若しくは第2項の規定による提出又は同条第4項若しくは前条の規定による届出があったときは、インターネットの利用その他適切な方法により、速やかに、当該提出又は届出に係る計画書提出開発事業者の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表するものとする。

2 計画書制度の概要 －対象事業



川崎市地球温暖化対策推進条例施行規則

(特定開発事業)

第11条 条例第17条第1項の規則で定める開発事業は、開発区域(都市計画法第4条第13項の開発区域をいう。)の面積が1ヘクタール以上の開発行為であって、1又は2以上の建築物の新築を伴う事業とする。ただし、新築する1又は2以上の建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超える場合に限る。

※次の規定に基づき、特定開発事業以外の提出も受け付けます。

川崎市地球温暖化対策推進条例

(開発事業地球温暖化対策計画書)

第17条

2 特定開発事業者以外の事業者は、規則で定めるところにより、開発事業地球温暖化対策計画書を作成し、市長に提出することができる。

2 計画書制度の概要

一 対象事業

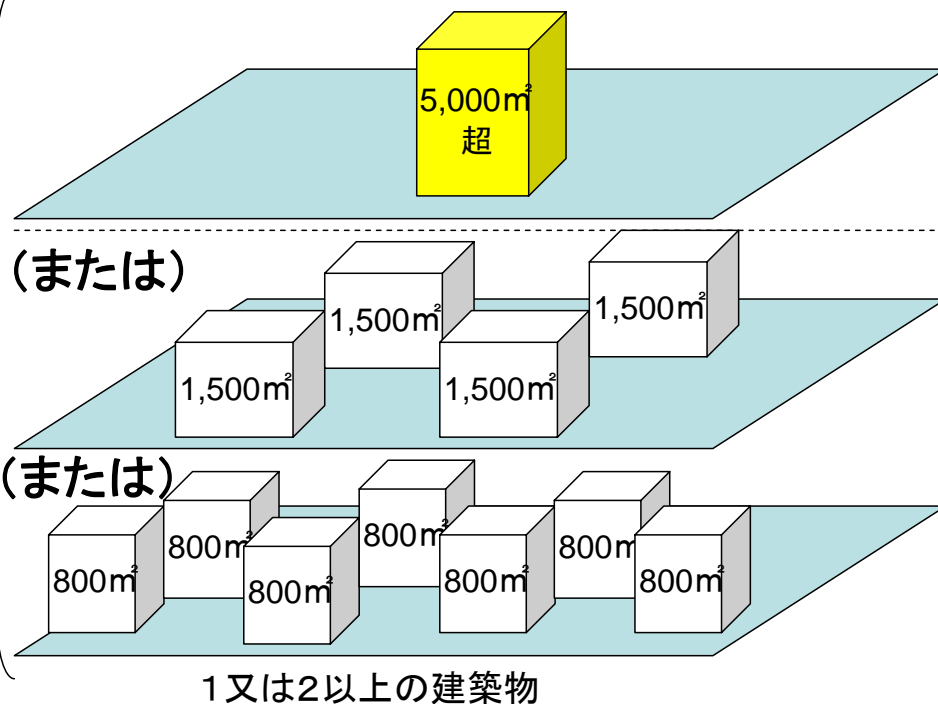
※ パブリックコメント手続中の内容を含みます



都市計画法上の開発行為(都市計画法第4条第12項)に該当し、その開発区域(都市計画法第4条第13項)の面積が1万平米を超えるもの

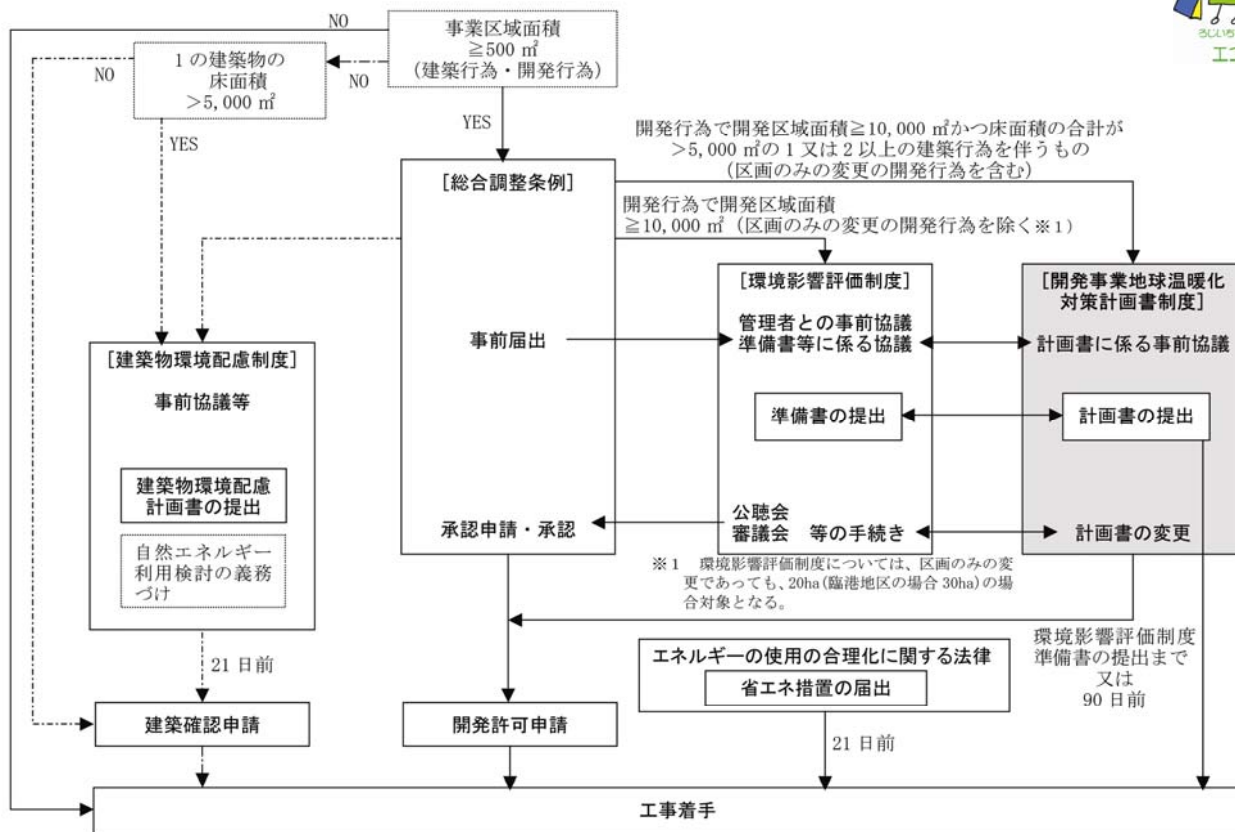
※ 別々の開発行為であって個別に許可申請する場合であっても、**一体的な場合は対象となります**

+



全て特定開発事業になります

3 手続の流れ





4 計画書の提出時期

■ 環境影響評価条例の指定開発行為 (1ha以上の開発行為(区画形質のみの変更を除く)など)に該当する場合は、同条例第18条第1項の条例環境影響評価準備書の提出まで

又は

■ それ以外の場合は、特定開発事業に係る工事に着手しようとする日の90日前まで

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則

(開発事業地球温暖化対策計画書の提出)

第12条

2 条例第17条第1項の規定による提出は、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第2条第2号の指定開発行為に該当する特定開発事業にあつては同条例第18条第1項の規定により条例環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を提出する日までに、それ以外の特定開発事業にあつては当該開発事業に係る工事に着手しようとする日の90日前までに行うものとする。

9

5 計画書の内容

※以下、5にはパブリックコメント手続中の内容を含みます

(1)-1 計画書の項目



計画書の項目	内容
温室効果ガスの排出の抑制を図るため実施しようとする措置の内容	次の地球温暖化対策の取組について記載 (ア) エネルギーの使用の合理化 (イ) ヒートアイランド現象の緩和 (ウ) 交通環境への配慮 (エ) 緑の保全と創出 (オ) 工事に係る配慮
再生可能エネルギー源の利用	太陽光太陽熱などを利用するか否かについて記載
特定建築物に係る環境性能の評価の目標	建築物環境配慮制度における総合評価について記載

5 計画書の内容

(1)-2 地球温暖化対策の取組内容

項目	内容
(ア) エネルギーの使用の合理化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未利用エネルギー等の活用 ・ エネルギーの面的利用の促進・域内省エネルギーの促進 ・ 建築物の省エネルギーの促進
(イ) ヒートアイランド現象の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口排熱の抑制・排熱負荷の平準化 ・ 地表面の改善・日陰の創出 ・ 風の道の確保 ・ 建築外装材量等の配慮
(ウ) 交通環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車利用の抑制 ・ 環境負荷の少ない自動車利用の促進 ・ 自動車交通の円滑化
(エ) 緑の保全と創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地保全 ・ 建物の緑化 ・ 沿道・地域緑化
(オ) 工事に係る配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境負荷の少ない資材の調達 ・ 工事におけるCO₂排出量の抑制

5 計画書の内容

(1)-3 地球温暖化対策の例

a エネルギー使用の合理化

- ◆ エネルギーセンター設置による面的利用



(聖マリアンナ医科大学)

b ヒートアイランド現象の緩和

- ◆ 透水性舗装の採用



(等々力緑地駐車場)

5 計画書の内容

(1)-4 地球温暖化対策の例

d 緑の保全と創出

◆ 屋上緑化や壁面緑化



(中原区役所)

その他 再生可能エネルギー源の利用

◆ 太陽光発電施設の利用



(国際交流センター市民共同発電所)

5 計画書の内容

(1)-5 特定建築物に係る環境性能評価の目標設定

川崎市公害防止等生活環境保全条例により、床面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積)の合計が5,000㎡を超える建築物(一戸建ての住宅・長屋を除く)(「特定建築物」といいます。)については、環境配慮の取組を提出していただくこととなっています。

この特定建築物が開発事業に含まれる場合について、「CASBEE川崎」における総合評価について、目標を設定していただくものです。

(詳細は、建築物環境配慮制度のホームページをご覧ください)

<http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/casbee/casbee.htm>

ランク	評価	BEE値ほか
S	すばらしい	BEE=3.0以上、Q=50以上
A	大変良い	BEE=1.5以上3.0未満
B+	良い	BEE=1.0以上1.5未満
B-	やや劣る	BEE=0.5以上1.0未満
C	劣る	BEE=0.5未満

5 計画書の内容

(2) 開発区域内の標準的なエネルギー需要量等の計算

- ・ 開発区域内のエネルギー需要量及びこれに伴うエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を計算
- ⇒ 床面積当たりの原単位などを用い、想定量を計算
- ⇒ 想定量に二酸化炭素の排出係数をかける
- なお、工場等については、主要な機器の見込量

※様式は自由

※計算方法等についてはマニュアルで提示予定

標準的な建物のエネルギー消費量原単位（延床面積）

	ホテル等	病院等	物販店舗等	事務所等	学校等
原単位 (MJ/m ² 年)	3,131	2,798	2,575	1,870	1,185

〔出典：建築物環境配慮計画書作成マニュアル2009、川崎市、6-1-12頁〕15

5 計画書の内容

(3) 二酸化炭素等の削減量の計算

- ・ エネルギーの使用の合理化に資するものについては、エネルギーの削減量及びこれに伴うエネルギー起源の二酸化炭素の削減量を計算
- ⇒ 標準的な機器との比較によりエネルギー及び二酸化炭素の削減量を把握
- ・ 再生可能エネルギー源の利用についても、同様
- ⇒ 再生可能エネルギー源の利用により、利用しなかったエネルギー及びこれに伴う二酸化炭素の削減量について計算

※様式は自由

※計算方法等についてはマニュアルで提示予定

5 計画書の内容

(4) 提出書類

計画書として次の書類を提出するものとします。

- 開発事業地球温暖化対策計画書(規則第4号様式)
- 開発事業地球温暖化対策指針に定める資料
 - ・ 開発事業地球温暖化対策計画(指針第1号様式)
 - ・ 位置図
 - ・ 現況図
 - ・ 土地利用計画図
 - ・ 造成計画平面図
 - ・ 開発区域内の標準的なエネルギーの需要量等を記載した資料
 - ・ エネルギーの使用の合理化に資する措置によって削減されるエネルギー量及びエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を記載した資料
 - ・ 再生可能エネルギー源を利用した機器の導入によって削減されるエネルギー量及びエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を記載した資料

6 指導・助言

■ 指導及び助言

開発事業地球温暖化対策計画書の内容について、開発事業地球温暖化対策指針に基づき、必要な指導及び助言を行う場合があります。

川崎市地球温暖化対策推進条例

(指導及び助言)

第20条 市長は、計画書提出開発事業者に対し、その提出した開発事業地球温暖化対策計画書の内容について、開発事業地球温暖化対策指針に基づき、必要な指導及び助言を行うことができる。

6 報告等・立入調査

■報告等・立入調査

市長は、この条例の施行に必要な限度で、措置の実施の状況その他必要な事項について、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、計画書提出開発事業者が設置し、若しくは管理している事業所、事務所その他の場所に立ち入り、調査させることができます。

川崎市地球温暖化対策推進条例

(報告等及び立入調査)

第33条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、この条例に基づく措置の実施の状況その他必要な事項について、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、計画書提出事業者及び計画書提出開発事業者が設置し、若しくは管理している事業所、事務所その他の場所に立ち入り、調査させることができる。

6 勧告・公表

■勧告及び公表

計画書等の提出や届出をせず、又は虚偽の提出・届出をした場合、虚偽の報告や調査の妨げをした場合には、必要な措置を講ずるよう勧告する場合があります。

なお、勧告に従わなかったときは、その旨を公表する場合があります。

川崎市地球温暖化対策推進条例

(勧告)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(事実の公表)

第35条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、その旨及び当該勧告を受けた者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

7 今後のスケジュール

平成22年2月下旬	指針策定
平成22年3月	マニュアル公表
平成22年4月	条例・規則施行
平成22年4月より	開発事業地球温暖化 対策計画書提出開始

8 お問い合わせ

時間内に対応できなかった質問等あれば、質問票に御記入いただくか、下記にメールをお寄せください。多く寄せられた質問と回答の内容についてはHPで公表させていただくとともに、少ないものについては個別に対応させていただきます。(後日、メールやファクスによる問い合わせも受け付けます)。

なお、指針に係るパブリックコメントにつきましては、指針案の表紙裏の様式でお願いします。

お問い合わせ先

川崎市環境局地球環境推進室

電話 044-200-2405

FAX 044-200-3921

Eメール 30titan@city.kawasaki.jp

URL <http://www.city.kawasaki.jp/30/30tisui/jyourei/index.htm>